



金 沢 市 公 報

号外第8号

令和2年(2020年)4月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (医療保険課)	2
● 条 例		○金沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を 改正する条例 (")	3
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例 (人 事 課)	3
○特別職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例 (")	1		

条 例

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第37号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,818人」を「1,821人」に、「327人」を「331人」に、「3,343人」を「3,350人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

15 令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間、市長及び副市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から、それぞれその額に100分の10（令和2年5月1日から同月31日までの間の市長の給料月額にあっては、100分の80）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び特別職の職員の退職手当支給条例（昭和59年条例第1号）第3条第1項の給料月額は、第3条各号に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

金沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

金沢市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条」の次に「、第5条の2」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（感染症防疫作業等手当の特例）

第5条の2 前条に定める場合のほか、感染症防疫作業等手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち市長が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したときにあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。

令和2年(2020年)4月28日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)4月28日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄